

給実甲第1370号

令和8年2月27日

人事院事務総長

給実甲第151号の一部改正について（通知）

給実甲第151号（通勤手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
給与法第12条関係 1 この条の <u>第6項</u> の「運賃等相当額」には、人事院規則9—24（通勤手当）（以下「規則9—24」という。） <u>第8条の4第3号</u> に掲げる職員に係るものは含まないものとする。	給与法第12条関係 1 この条の <u>第5項</u> の「運賃等相当額」には、人事院規則9—24（通勤手当）（以下「規則9—24」という。） <u>第8条の3第3号</u> に掲げる職員に係るものは含まないものとする。

2 この条の第6項の「第2項第2号に定める額」には、規則9—24 第8条の4第2号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。

規則第2条関係

1 この条の第1項の「勤務官署」には、職員が長期間の研修等のための旅行をする場合であって、当該研修等及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（規則第4条関係第4項及び規則第22条関係第2項において「行政機関の休日」という。）により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり当該月に通常の勤務官署に勤務しないこととなるときにおける当該研修等に係る施設を含むものとする。ただし、当該職員が当該施設に宿泊している場合等であって、通勤していると認められないときは、この限りでない。

2 （略）

2 この条の第5項の「第2項第2号に定める額」には、規則9—24 第8条の3第2号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。

規則第2条関係

1 この条の第1項の「勤務官署」には、職員が長期間の研修等のための旅行をする場合であって、当該研修等及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（規則第4条関係第3項及び規則第19条関係第2項において「行政機関の休日」という。）により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり当該月に通常の勤務官署に勤務しないこととなるときにおける当該研修等に係る施設を含むものとする。ただし、当該職員が当該施設に宿泊している場合等であって、通勤していると認められないときは、この限りでない。

2 （略）

規則第 3 条関係

1・2 (略)

3 負担する運賃等の額又は駐車場等の料金の変更には、職員が交替制勤務から普通勤務に変わる等の勤務態様の変更によるものを含むものとする。

4・5 (略)

規則第 4 条関係

1 各庁の長は、現に通勤手当の支給を受けている職員が給与法第 12 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の職員たる要件を具備しているかどうか又は通勤手当の額が適正であるかどうかを確認する必要があると認める場合には、当該職員に定期券（規則 9-24 第 4 条第 1 項に規定する定期券をいう。以下同じ。）、契約書、領収書等の提示又はこれらの写しの提出を求めることができる。

2～4 (略)

規則第 8 条関係

1 この条の第 1 項第 1 号口の「人事院の定める額」は、定期

規則第 3 条関係

1・2 (略)

3 負担する運賃等の額の変更には、職員が交替制勤務から普通勤務に変わる等の勤務態様の変更によるものを含むものとする。

4・5 (略)

規則第 4 条関係

(新設)

1～3 (略)

規則第 8 条関係

1 この条の第 1 項第 1 号口の「人事院の定める額」は、定期

券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間（給与法第12条第9項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額（以下この項及び規則第21条関係第8項において「6箇月超定期券支給基本額」という。）とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

券（規則9—24第4条第1項に規定する定期券をいう。以下同じ。）の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間（給与法第12条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額（以下この項及び規則第18条関係第8項において「6箇月超定期券支給基本額」という。）とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

2～4 (略)

規則第8条の3関係

(略)

規則第12条関係

- 1 この条の第3項において準用する規則9—24第8条第1項第1号口の「人事院の定める額」は、新幹線鉄道等に係る定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額（以下この項及び規則第21条関係第8項において「6箇月超新幹線等定期券支給基本額」という。）とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超新幹線等定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期

2～4 (略)

規則第8条の2関係

(略)

規則第12条関係

- 1 この条の第3項において準用する規則9—24第8条第1項第1号口の「人事院の定める額」は、新幹線鉄道等に係る定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額（以下この項及び規則第18条関係第8項において「6箇月超新幹線等定期券支給基本額」という。）とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超新幹線等定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期

間に対応する他の支給単位期間における6箇月超新幹線等定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

- 2 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が6箇月を超えない通用期間で一体として発行されているとき（規則第21条関係第3項において「通用期間が6箇月を超えない一体定期券が発行されている場合」という。）における給与法第12条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（次項、規則第20条関係第3項及び規則第21条関係第8項において「特別料金等相当額」という。）は、通用期間を支給単位期間と同じくする特別料金等の額が含まれた定期券の価額と当該定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額又は特別料金等の額が

間に対応する他の支給単位期間における6箇月超新幹線等定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

- 2 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が6箇月を超えない通用期間で一体として発行されているとき（規則第18条関係第3項において「通用期間が6箇月を超えない一体定期券が発行されている場合」という。）における給与法第12条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（次項、規則第17条関係第3項及び規則第18条関係第8項において「特別料金等相当額」という。）は、通用期間を支給単位期間と同じくする特別料金等の額が含まれた定期券の価額と当該定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額又は特別料金等の額が

含まれた通勤 2 1 回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員（第 1 8 条関係において「交替制勤務職員等」という。））にあつては、1 箇月当たりの平均通勤所要回数分。以下この項、規則第 1 8 条関係並びに規則第 2 1 条関係第 7 項及び第 8 項において同じ。）の運賃等の額と距離制等による通常の通勤 2 1 回分の運賃等の額との差額とする。

- 3 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が 6 箇月を超える通用期間で一体として発行されているとき（規則第 2 1 条関係第 5 項及び第 6 項において「通用期間が 6 箇月を超える一体定期券が発行されている場合」という。）における特別料金等相当額（以下この項において「6 箇月超特別料金等相

含まれた通勤 2 1 回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあつては、1 箇月当たりの平均通勤所要回数分。以下この項並びに規則第 1 8 条関係第 7 項及び第 8 項において同じ。）の運賃等の額と距離制等による通常の通勤 2 1 回分の運賃等の額との差額とする。

- 3 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が 6 箇月を超える通用期間で一体として発行されているとき（規則第 1 8 条関係第 5 項及び第 6 項において「通用期間が 6 箇月を超える一体定期券が発行されている場合」という。）における特別料金等相当額（以下この項において「6 箇月超特別料金等相

当額」という。)は、特別料金等の額が含まれた定期券(以下この項及び規則第21条関係第6項において「6箇月超特別料金等定期券」という。)の価額を当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給単位期間の月数を乗じて得た額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額を当該通常の定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額(以下この項において「6箇月超特別料金等相当額支給基本額」という。)とする。ただし、6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超特別料金等相当額支給基本額の合計額が当該6箇

当額」という。)は、特別料金等の額が含まれた定期券(以下この項及び規則第18条関係第6項において「6箇月超特別料金等定期券」という。)の価額を当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給単位期間の月数を乗じて得た額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額を当該通常の定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額(以下この項において「6箇月超特別料金等相当額支給基本額」という。)とする。ただし、6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超特別料金等相当額支給基本額の合計額が当該6箇

月超特別料金等定期券の価額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額（以下この項において「6箇月超特別料金等差額相当額」という。）を超え、又はこれに達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る6箇月超特別料金等相当額は、6箇月超特別料金等差額相当額から当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超特別料金等相当額支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

#### 規則第16条関係

1 この条の第1項第1号の「これに準ずるものとして人事院が定める経路」は、各庁の長が、当該職員の事情に照らして、通勤のために当該経路を常例として用いることが不相当でないと認める経路とする。

2 前項の「当該職員の事情」と

月超特別料金等定期券の価額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額（以下この項において「6箇月超特別料金等差額相当額」という。）を超え、又はこれに達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る6箇月超特別料金等相当額は、6箇月超特別料金等差額相当額から当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超特別料金等相当額支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

(新設)

は、例えば、職員が子の送迎のために迂回して通勤するような場合、最寄り駅等に適切な駐車場等がない場合等が含まれる。

3 この条の第1項第3号の「扶養親族」には、人事院規則9—80（扶養手当）第3条第1項の規定による届出がされていない扶養親族を含む。

4 この条の第1項第3号の「料金を支払うこととなる施設」とは、例えば、職員の配偶者又は同号に規定する扶養親族が所有又は運営をする自動車等の駐車のための施設であって、当該施設に自動車等を駐車するために職員が支払う料金の全部又は一部を当該配偶者又は扶養親族が収入として得ることになるもの等をいう。

5 この条の第1項第3号の「これに準ずるものとして人事院が定める施設」は、その利用について職員の配偶者（職員である者に限る。）の扶養親族に料金を支払うこととなる施設とす

る。

規則第18条関係

(新設)

この条の第1号ハの「人事院が定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 駐車の都度その料金を支払う

場合 職員が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第13条第1項に規定する正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と勤務官署（規則9—24第2条第1項に規定する勤務官署をいう。）との間を一往復するのに要する駐車場等の料金に相当する額の通勤21回分の額

二 前号に掲げる場合以外の場合

駐車場等の年間を通じた利用（交替制勤務職員等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数に12を乗じた回数分の利用）に要する料金に相当する額を12で除した額

規則第 19 条関係

(略)

規則第 20 条関係

1・2 (略)

3 この条の第 2 項の「その額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合」とは、例えば、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、普通交通機関等に係る通勤手当にあっては給与法第 12 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当にあっては特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額が改定されることとなった場合等をいう。

4 (略)

5 規則 9—24 第 19 条第 4 項に規定する通勤手当を支給されている場合において、同項に規定する期間（以下この項並びに規則第 21 条関係第 7 項及び第

規則第 16 条関係

(略)

規則第 17 条関係

1・2 (略)

3 この条の第 2 項の「その額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合」とは、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、普通交通機関等に係る通勤手当にあっては給与法第 12 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当にあっては特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額が改定されることとなった場合等をいう。

4 (略)

5 規則 9—24 第 16 条第 4 項に規定する通勤手当を支給されている場合において、同項に規定する期間（以下この項並びに規則第 18 条関係第 7 項及び第

8項において「最長支給単位期間」という。)中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る運賃等又は特別料金等の額が改定されたときは、最長支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

#### 規則第21条関係

- 1 この条の第2項第1号イに規定する事由発生日(以下この規則第21条関係において「事由発生日」という。)が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号イに規定する払戻金相当額(第3項において「払戻金相当額」という。)、規則第21条関係第4項第1号イに規定する支給単位期間における残価額、同号ロに規定する支給単位期間における特別料金等残価額が零となる場合におけるこれらの規定に定める額は、零となる。

8項において「最長支給単位期間」という。)中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る運賃等又は特別料金等の額が改定されたときは、最長支給単位期間期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

#### 規則第18条関係

- 1 この条の第2項第1号イに規定する事由発生日(以下この規則第18条関係において「事由発生日」という。)が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号イに規定する払戻金相当額(第3項において「払戻金相当額」という。)、規則第18条関係第4項第1号イに規定する支給単位期間における残価額、同号ロに規定する支給単位期間における特別料金等残価額が零となる場合におけるこれらの規定に定める額は、零となる。

2・3 (略)

4 この条の第2項第1号口の「人事院の定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 通用期間が6箇月を超える定期券のみを使用している場合 この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号に規定する改定がなされた後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額（規則9—24第19条第4項に規定する1箇月当たりの通勤手当算出基礎額をいう。以下この項において同じ。）が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等

2・3 (略)

4 この条の第2項第1号口の「人事院の定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 通用期間が6箇月を超える定期券のみを使用している場合 この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号に規定する改定がなされた後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額（規則9—24第16条第4項に規定する1箇月当たりの通勤手当算出基礎額をいう。以下この項において同じ。）が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等

及び新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

イ・ロ (略)

二 (略)

5・6 (略)

7 この条の第2項第2号イの「人事院の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号イに規定する月数(次号及び第4号並びに次項において「残月数」という。)を乗じて得た額

三 (略)

四 最長支給単位期間において使用されるべき駐車場等に係る給与法第12条第5項第1号に定める額に残月数を乗じて得た額

及び新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

イ・ロ (略)

二 (略)

5・6 (略)

7 この条の第2項第2号イの「人事院の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号イに規定する月数(次号及び次項において「残月数」という。)を乗じて得た額

三 (略)

(新設)

8 この条の第2項第2号口の「人事院の定める額」は、15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はこの条の第1項各号に掲げる事由に係る支給単位期間における残価額及び支給単位期間における特別料金等残価額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）とする。ただし、規則9—24第19条第4項に規定する通勤手当を支給されている場合にあっては、次に掲げるいずれか低い額（事由発生月が最長支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）とする。

一 （略）

二 その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、第4項第2号イ(1)及び(2)に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ同号イ(1)又は(2)に定める額の合計額及び

8 この条の第2項第2号口の「人事院の定める額」は、15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はこの条の第1項各号に掲げる事由に係る支給単位期間における残価額及び支給単位期間における特別料金等残価額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）とする。ただし、規則9—24第16条第4項に規定する通勤手当を支給されている場合にあっては、次に掲げるいずれか低い額（事由発生月が最長支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）とする。

一 （略）

二 その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、第4項第2号イ(1)及び(2)に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ同号イ(1)又は(2)に定める額の合計額及び

次に掲げる額の合計額	次に掲げる額の合計額
イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
<u>ニ 最長支給単位期間において使用されるべき駐車場等に係る給与法第12条第5項第1号に定める額に残月数を乗じて得た額</u>	(新設)
9・10 (略)	9・10 (略)
<u>規則第22条関係</u>	<u>規則第19条関係</u>
1 (略)	1 (略)
2 この条の第2項第5号の「人事院の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。	2 この条の第2項第5号の「人事院の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 この条の第2項第1号から第4号まで又は <u>前2号</u> の事由に準ずるものとして事務総長が定める事由	三 この条の第2項第1号から第4号まで又は <u>前号</u> の事由に準ずるものとして事務総長が定める事由
3 (略)	3 (略)
<u>規則第25条関係</u>	<u>規則第22条関係</u>
(略)	(略)

別紙第1及び別紙第2を次のように改める。

## 通 勤 届

令和 年 月 日提出

各庁の長		勤務官署名	
殿		所在地	
官職		氏名	
住居			

人事院規則9-24（通勤手当）第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規（ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）  
 2 住居の変更（転居日の通勤 有 無）  
 3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等  
 4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更  
 5 その他（ ）

- 直前の届出の区間と同一の区間がある  
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

届出の理由が生じた日 令和 年 月 日

順路	通勤方法別の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左乗車の券額	駐車場の所在地	駐車場の料金	駐車場の利用形態	備考
1□		住居から( 経由) まで	. km	分		円		円		
2□		から( 経由) まで	. km	分		円		円		
3□		から( 経由) まで	. km	分		円		円		
4□		から( 経由) まで	. km	分		円		円		
5□		から( 経由) まで	. km	分		円		円		
6□		から( 経由) まで	. km	分		円		円		
7□		から( 経由) まで	. km	分		円		円		

記入上の注意

総通勤距離

. km

総所要時間

分

- 「届出の理由」欄中「3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等」には勤務官署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更」には勤務態様の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。
- 「左乗の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等）の額を記入する。
- 「駐車場の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地（〇市〇丁目〇番〇号等）を記入する。
- 「駐車場の料金」欄には、実際に負担する額（駐車場の都度その料金を支払う場合等の場合は1回の利用額）を記入する。
- 「駐車場の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い（〇箇月）、1回払い、回数券（〇枚綴り〇円）等の別を記入する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

給与法第12条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）

- 1 異動等に伴い、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員  
 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員  
 3 配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員  
 4 介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員  
 5 上記3又は4たる職員の要件を欠くに至った職員  
 6 その他（ ）

※ 現官署への異動発令年月日	令和 年 月 日	※ 異動等前の住居への入居年月日	令和 年 月 日
※ 異動等の直前の住居		※ 現住所への入居年月日	令和 年 月 日

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	備考
1		住居から( 経由) まで	. km	分	
2		から( 経由) まで	. km	分	
3		から( 経由) まで	. km	分	
4		から( 経由) まで	. km	分	
5		から( 経由) まで	. km	分	
6		から( 経由) まで	. km	分	

記入上の注意

総通勤距離

. km

総所要時間

分

- ※欄は□1にレ印を付した職員のみ記入すること。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、〇〇線等の別を記入する。

# 通勤手当認定簿

氏名		職員番号		組織・所属				事実発生年月日		令和	年	月	日
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員（交替制勤務等）		〔算出式〕				届出年月日		令和	年	月	日		
1箇月当たりの平均通勤所要回数						回	受理年月日		令和	年	月	日	
順序 路	算出の基礎となる 普通交通機関等		定期券 回数 その他	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1箇月 当たりの 運賃等 相当額	普通交通機関等 の認定期間	支給月	備考		
	普通交通機 関等の名称	利用区間		回数券 その他	定期券	回数券 その他	定期券						
普通 交通 機 関 等 利 用 者	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額													
自動車等の額 (法第12条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 km)													
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の4 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号				1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額									

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券回数その他	特別料金等の額の算出基礎		特別料金等相当額		1箇月当たりの特別料金相当額	新幹線鉄道等の認定期間	支給月	備考
	新幹線鉄道等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券				
1											
2											
3											
4											
1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額											

駐車場等利用者	算出の基礎となる駐車場等		1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額	1 箇月当たりの平均通勤所要回数 (規則第18条第1号ハの場合)	備考 (回数券等の場合の駐車場等の料金の算出基礎等)
	駐車場等の利用形態	駐車場等の料金			
1					
2					
3					
1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の合計額					
駐車場等に係る通勤手当の額 (上限 5,000円)			駐車場等の認定期間	決定事項 (手当額の決定)	規則第18条 <input type="checkbox"/> 第1号イ <input type="checkbox"/> 第1号ロ <input type="checkbox"/> 第1号ハ (1 箇月当たりの平均通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 第2号

1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額、1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額及び駐車場等に係る通勤手当の額の合計額が150,000円を超えるとき	150,000円 × [ 箇月 ] = 円	
--	-----------------------	--

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	各庁の長の確認・決定欄	備考
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	令和 年 月 日 官職氏名	

決定事項	法第12条第1項 該当・非該当	返納事由	返納事由	返納対象普通交通機関等	払戻金相当額の算出基礎	払戻金相当額	備考
	<input type="checkbox"/> 該当 ( <input type="checkbox"/> 規則第5条 )	規則第21条第1項	発生年月	及び新幹線鉄道等			
	<input type="checkbox"/> 非該当 理由 ( )	1 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円	
	手当額の決定 法第12条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の3 ( 通勤所要回数 回 )	2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円	
<input type="checkbox"/> 規則第8条の4 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円		
法第12条 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項 ( <input type="checkbox"/> 規則第15条第1項第3号 ) <input type="checkbox"/> 第5項 ( <input type="checkbox"/> 規則第15条第1項第4号 )	1 箇月当たりの運賃等相当額等及び1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えていた場合 規則第21条第2項第2号の月数と人事院の定める額 (算出基礎)				(算出基礎)	円	

以 上